

議案第24号

幕別町手数料条例の一部を改正する条例

幕別町手数料条例（平成12年条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表51の項中

| | | |
|--|---|---|
| | ロ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 イ(2)から(4)までに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれイ(2)から(4)までに定める金額に、129,000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、14,500円）を加えた金額 | を |
|--|---|---|

| | | |
|--|--|---|
| | ロ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 (1) 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）（以下この項から55の項までにおいて「基準省令」という。）第5条第3項第1号に適合している旨の認定を申請する場合 イ(2)から(4)までに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれイ(2)から(4)までに定める金額に、129,000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、14,500円）を加えた金額 (2) 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能が基準省令第5条第3項第2号に適合している旨の認定を申請する場合 イ(2)から(4)までに係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれイ(2)から(4)までに定める金額 | に |
|--|--|---|

改める。

別表52の項中

| | | |
|--|---|---|
| | ハ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 ロ(2)から(4)までに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸 | を |
|--|---|---|

| | | |
|--|---|--|
| | 数の区分に応じ、それぞれロ(2)から(4)までに定める金額に、70,400円（評価機関審査を受けた場合にあっては、14,500円）を加えた金額 | |
|--|---|--|

「

| | | |
|--|--|--|
| | <p>ハ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合</p> <p>(1) 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能が基準省令第5条第3項第1号に適合している旨の認定を申請する場合 ロ(2)から(4)までに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれロ(2)から(4)までに定める金額に、70,400円（評価機関審査を受けた場合にあっては、14,500円）を加えた金額</p> <p>(2) 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能が基準省令第5条第3項第2号に適合している旨の認定を申請する場合 ロ(2)から(4)までに係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれロ(2)から(4)までに定める金額</p> | |
|--|--|--|

に

改める。

別表53の項中「（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）」を削り、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」を「基準省令」に、

「

| | | |
|--|---|--|
| | <p>ロ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 イ(2)及び(3)に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれイ(2)及び(3)に定める金額に、79,700円（評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200円）を加えた金額</p> | |
|--|---|--|

を

「

| | | |
|--|--|--|
| | <p>ロ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合</p> <p>(1) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第12条第2項第1号に適合する旨の認定を申請する場合 イ(2)及び(3)に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれイ(2)及び(3)に定める金額に、79,700円（評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200円）を加えた金額</p> <p>(2) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第12条第2項第2号に適合する旨の認定を申請する場合 イ(2)及び(3)に掲げる当該申請に</p> | |
|--|--|--|

に

| | |
|--|--|
| 係る 1 棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれイ(2)及び(3)に定める金額 | |
|--|--|

改める。

別表54の項中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」を「基準省令」に、

「

| | |
|--|---|
| ハ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 ロ(2)及び(3)に掲げる当該申請に係る 1 棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれロ(2)及び(3)に定める金額に、46,000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円）を加えた金額 | を |
|--|---|

を

「

| | |
|---|---|
| ハ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 (1) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第12条第2項第1号に適合している旨の認定を申請する場合 ロ(2)及び(3)に掲げる当該申請に係る 1 棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれロ(2)及び(3)に定める金額に、46,000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円）を加えた金額 (2) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第12条第2項第2号に適合する旨の認定を申請する場合 ロ(2)及び(3)に掲げる当該申請に係る 1 棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれロ(2)及び(3)に定める金額 | に |
|---|---|

に

改める。

別表55の項中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この項において「基準省令」という。）」を「基準省令」に、

「

| | |
|---|---|
| (評価機関審査を受けた場合にあつては、5,600円) (2) 当該申請に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る 1 棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 | を |
|---|---|

を

「

| | |
|---|----|
| (評価機関審査を受けた場合にあつては、5,600円) (2) (1)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該申 | に、 |
|---|----|

に、

| | | | |
|---|--|--|----|
| | 請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 | | |
| 「 | ロ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 当該申請に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 | | を |
| 「 | ロ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 当該申請に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の住戸部分の床面積の合計（ただし、基準省令第5条第3項第1号の住宅については、建築物の床面積の合計。）の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 | | に、 |
| 「 | (評価機関審査を受けた場合にあつては、22,900円) (2) 当該申請に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 | | を |
| 「 | (評価機関審査を受けた場合にあつては、22,900円) (2) (1)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の住戸部分の床面積の合計（ただし、基準省令第5条第3項第1号の住宅については、建築物の床面積の合計。）の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 | | に |

改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。